

物品購入基本契約書（案）

社会復帰サポート喜連川株式会社（以下「甲」という。）と◎◎◎◎◎◎（以下「乙」という。）は、乙の取り扱う商品の供給について、下記のとおり、この基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、この契約に定める条件にしたがい、ボイラー用A重油J I S 1種1号硫黄分0.5%以下（以下「A重油」という。）を甲の指定する場所に納入して甲に引き渡し、甲は乙にその代価を支払うものとする。

- 2 前項の代価は、1リットルにつき金◎◎円◎◎銭（以下「契約単位価格」という。）とする。但し、契約単位価格は別紙記載のとおり四半期毎に見直されるものとする。

（受渡し）

第2条 甲は、A重油の給油を受けようとするときは、電話または口頭をもって発注し、乙は甲から注文を受けたときは、甲が指定した数量を記載した納品伝票を作成し、甲の指定する場所に指定された数量を納入するものとする。

（品質証明・検査）

第3条 乙は、甲の要求があったときは、納入するA重油について、精油所の発行する品質証明書を提出するものとする。

- 2 甲は、納入を受けるA重油の品質について、必要に応じ検査を行うことができるものとする。

（瑕疵担保）

第4条 乙は、納入したA重油に瑕疵があったときは、速やかに取り替え、その他必要な措置を講じるものとする。

（代金の請求・支払い）

第5条 乙は、納入したA重油を1月乃至3月、4月乃至6月、7月乃至9月、10月乃至12月の各四半期毎に集計し、契約単位価格に当該月の給油数量を乗じた金額（以下「A重油代金」という。）に消費税相当額を加算した額を当該四半期毎の最終月の翌月15日までに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、適法な乙の支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に乙に代金を支払わなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第6条 乙は、甲の書面による承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(経済情勢による変更)

第7条 甲及び乙は、この契約締結時において予測し得なかった市場価格の著しい変動があったときは、協議の上契約単価の算出方法を変更することができる。

(損害の賠償)

第8条 乙は自己の責に帰し難い事由によりこの契約の履行ができない場合には、その事由を明らかにした書面をもって遅滞なく甲に申し出なければならない。

2 乙は、自己の責に帰する事由により、この契約の履行ができない場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除権)

第9条 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項に違反し、相当の期限を定めて催告したにもかかわらず、なお是正しない場合は、この契約を解除することができる。

(協議事項)

第10条 この契約に定めなき事項については、必要に応じ、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この契約の有効期間は、平成19年 月 日から平成19年 月 日までとする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 月 日

甲

乙 ○○○○○○○
 ○○○○○ ○○○○
 ○○○○○ ○○ ○○

<別紙>

契約単位価格の調整

- 調整の基準となる価格（1リットルあたりの価格。以下「基準価格」という。）を、当初契約時における契約価格の算定の基礎とした、契約締結前3か月間の平均原油輸入C I F 価格（財務省貿易統計値）である金◎◎◎◎円とする。以降に調整があった場合は、当該調整後の金額を基準価格とする。
- 毎月の輸入原油価格をもとに、次の算式により平均輸入原油価格を求める。
平均輸入原油価格 = 四半期ごとの1リットルあたり平均輸入原油価格
- 平均輸入原油価格変動額は、次の算式で算出した金額の1円未満の端数を切り捨てた1円単位の金額とする。
 - ①平均輸入原油価格が基準価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均輸入原油価格 - 基準価格
 - ②平均輸入原油価格が基準価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準価格 - 平均輸入原油価格
- 四半期とは、1月乃至3月、4月乃至6月、7月乃至9月、10月乃至12月の各期間とする。
- 契約単位価格の調整は、以下の算式により行う。
 - イ. 平均輸入原油価格が基準価格以上のとき
調整後の契約単位価格（1リットル当たり）
= 基準価格（税抜） + 原油価格変動額 × ◎◎◎◎
 - ロ. 平均輸入原油価格が基準価格未満のとき
調整後の契約単位価格（1リットル当たり）
= 基準価格（税抜） - 原油価格変動額 × ◎◎◎◎
- 調整後の契約単位価格は、4ヶ月後の料金から適用するものとする。

各四半期に対応する調整後の契約単位価格は次のように適用する。

平均輸入原油価格算定対象の四半期（毎年）	契約単位価格の適用月
1月1日～3月31日	7月1日～9月30日分
4月1日～6月30日	10月1日～12月31日分
7月1日～9月30日	翌年の1月1日～3月31日分
10月1日～12月31日	翌年の4月1日～6月30日分